

施設サービス

施設に入所して利用するサービスのことです。
要介護1～5の方が利用できます（要支援1から2と認定された方は利用できません。）

介護施設名	介護サービス概要	介護サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活の介護を中心に受ける	日常生活において、常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを受けます。 ※平成27年4月から、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
介護老人保健施設	リハビリテーションを中心に受ける	症状が安定し、入院治療は必要ない方で看護や介護のリハビリに重点をおいたケアの必要な人が入所し、医学的な管理のもとで日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
介護療養型医療施設 (令和5年度末で廃止)	医療・介護を中心に受ける	症状が安定し長期の療養を必要とする人のために、介護に重点をおいた医療施設で、医療と療養上の管理や看護、日常生活上の介護を受けます。
介護医療院	医療・介護を中心に受ける	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。